

平成30年度 長崎県高等学校 新人体育大会  
(第46回) 登山競技大会 実施要項

1. 主催 長崎県高等学校体育連盟  
長崎県教育委員会  
長崎県山岳連盟
2. 後援 雲仙市教育委員会
3. 主管 長崎県高等学校体育連盟登山競技専門部
4. 日時 平成30年10月20日(土) 9:30 開始  
平成30年10月21日(日) 13:00 終了予定
5. 会場 雲仙山系(妙見岳コース、九千部岳コース)
6. 参加資格 (1) 参加者は、長崎県高等学校体育連盟及び長崎県山岳連盟に加盟している生徒で、競技実施要項により参加の資格を得た者に限る。  
(2) 年齢は、平成12年4月2日以降に生まれた者(18歳以下)とし、1・2年在学生徒に限る。但し、ただし、同一学年での出場は1回限りとする。  
(3) チーム編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による混成は認めない。  
(4) 転校後6カ月未満の者は、参加を認めない。(外国人留学生もこれに準ずる。)ただし、一家転住等やむを得ない場合は、長崎県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。  
(5) 参加者は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長の承認を必要とする。  
(6) その他は、大会申し合せ事項による。  
(7) 参加資格の特例  
① 上記(1)に定める生徒以外で(2)～(6)の大会参加資格を満たし、且つ、長崎県高等学校体育連盟会長が承認した生徒について、別途に定める規定に従い大会参加を認める。  
② 上記(2)①の但し書きについては、学年の区分を設けてない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技2回限りとする。  
③ 学年の区分を設けてある課程に在籍する生徒の出場は、2学年までの年齢18歳未満の者に限る。(同一学年での参加は同一競技1回限り)
7. 参加申込 (1) 申込期限 平成30年9月28日(金)  
(2) 申込先 〒851-2127 西彼杵郡長与町高田郷3672番地  
長崎県立長崎北陽台高等学校 小畑喬晴 宛  
(3) 申込方法 長崎県高等学校体育連盟HPのオンライン申込み後、印刷した参加申込みを一部郵送すること。また、オープン参加(Bチーム等)は別の申込みファイルに必要事項を入力し、上記の申込みと同封すること。  
※ なお、期限日17時までに大会参加の有無、監督・選手名を専門委員長宛にメール送信すること アドレス: obata5637@news.ed.jp

8. 参加負担金 1チーム4,000円（オープン参加は除く）を平成30年9月28日（金）までに下記まで振り込むこと。  
振込先 親和銀行大村支店 普通 3054508  
長崎県高体連登山競技専門部 部長 野中 光治
9. 競技方法 全国高体連 登山競技実施基準に準ずる。
10. 競技種目及び人員 監督1名、選手4名
11. コース案内（凡例：隊行動＝ チーム行動A－ チーム行動B… 車移動⇒ 主要地点名\_\_）  
[第1日目] 妙見岳コース  
田代原トレイルセンター前駐車場＝寿妙院分岐＝南の肩＝牛の首＝国道出合＝第2吹越一国見・妙見コル…妙見神社…仁田峠…池の原園地（妙見駐車場）⇒田代原キャンプ場（泊）  
[第2日目] 九千部岳コース  
田代原トレイルセンター前駐車場－九千部岳下特区ゴール…田代原トレイルセンター前駐車場＝【サブザック行動】＝寿妙院分岐＝【サブザック行動】＝県道出合＝【サブザック行動】＝田代原トレイルセンター前駐車場  
\*2日目の一部を除き、基本的にメインザック行動。
12. 監督会議 平成30年10月20日（土）8：50 田代原トレイルセンター前駐車場
13. 審査方法 登山部報の全国高等学校登山大会審査確認事例、登山大会服装規定および、長崎県高体連登山競技審査基準に準ずる。
14. 表彰 男女とも第3位まで
15. その他 (1) 開会式・閉会式はともに田代原トレイルセンター前駐車場で行う。  
(2) 監督・役員の宿泊は、田代原キャンプ場管理棟の予定。  
(3) ザック、ザックカバー、サブザック、サブザックカバーにB6版大程度で校名をつけること。シャツ・雨具の左胸、帽子に校名をつけること。  
(4) 監督には例年通り、係をお願いする。  
(5) 第2日目（10月21日）の起床は5：00、登山行動開始は7：00の予定。  
(6) チーム行動Aおよびチーム行動Bの設定時間については、競技委員長と審査委員長の協議後に決定し、開会式で審査委員長が発表する。  
(7) 登山日程は、悪天候又はコースが使用できない場合、変更されることがある。荒天対策については別途連絡する。  
(8) チームでアブ・蜂等虫刺され対策、各自で携帯トイレを必要に応じて持参すること。  
(9) 会場を汚さないよう、各校とも責任もって処理すること。  
(10) その他、細部については予報により逐次連絡する。